

任意継続健康保険制度について

任意継続健康保険制度（以下、「任意継続」とする。）とは、退職により今まで加入されていた健康保険を、ご本人の申出により被保険者資格を喪失された日から 20 日以内に健康保険組合に申請することで、最長 2 年間継続加入ができる制度です。

退職により健康保険の資格がなくなった場合の健康保険の選択パターンは次のとおりです。

- すぐに再就職をされない場合
 - お住まいの市区町村にて国民健康保険に加入
 - 健康保険組合に申出て任意継続に加入
 - ご家族の被扶養者になる。（条件を満たす方のみ）

- 再就職をされる場合
 - 就職先で健康保険に加入

※国民健康保険料(税)は、退職理由や前年所得、家族構成や保険料率（自治体別に算定）によって違うため、国民健康保険料のほう安くなる場合があります。お住まいの市区町村の国民健康保険の窓口で保険料等をご確認のうえ、任意継続の加入をご検討ください。

※なお、75 歳以上、または 65 歳以上 75 歳未満でいわゆる「ねたきり等の状態」である方については、後期高齢者医療制度にご加入いただくこととなりますので、上記の選択パターンに該当しません。

1 資格取得要件（任意継続の加入条件）

次のいずれの条件も満たしていなければご加入いただくことができません。

- ・退職日まで加入されていた健康保険の期間が 2 ヶ月以上であること。
- ・退職の翌日から起算して 20 日以内に健康保険組合へ申請書を提出すること。

2 資格取得日について

退職の翌日が任意継続の資格取得日になります。

【例】

3月30日が退職日の場合・・・3月31日 事業所資格喪失日＝任意継続資格取得日

3月31日が退職日の場合・・・4月 1日 事業所資格喪失日＝任意継続資格取得日

3 健康保険被保険者証について

今までご使用いただいていた健康保険被保険者証(以下、「保険証」とする。)とは異なり、新たな記号・番号を設定のうえ発行します。

旧の保険証をまだお持ちの方は、勤務先であった事業所に速やかにご返却をお願いします。

4 今までの健康保険と任意継続との違い

	今まで	任意継続
保険料負担	事業主と加入者でほぼ折半 (当組合では事業主負担が若干多い)	全額自己負担 (ただし上限設定あり)
保険料の納付	給与等から控除され、事業主が健康保険組合に納付	加入者本人が健康保険組合に納付
被保険者期間	退職により資格喪失となるまで (ただし後期高齢者医療制度の被保険者になった場合は除く。)	任意継続の資格取得日から最長2年間 (後述の資格喪失要件に該当された場合を除く。)

5 保険料について

(1) 算定方法

$$1ヶ月の保険料額 = \text{標準報酬月額 (a)} \times \text{保険料率 (b)}$$

I 標準報酬月額 (a)

在職中の標準報酬月額を基に保険料を決定しますが、具体的には以下のとおりです。

①退職時の標準報酬月額

②当健康保険組合の平均標準報酬月額

(前年9月30日時点の平均により翌年4月を決定)

任意継続の標準報酬月額 (a) は、①もしくは②のいずれか低い方で決定されます。

II 保険料率（b）

予算組合会の承認を受けて、毎年4月に保険料率の見直しを行っております。

40歳以上 65歳未満の方については、健康保険料に介護保険料率が含まれたものとなり、それ以外の方は健康保険料だけの料率となります。

（2）保険料の発生月

保険料は月単位となっており、任意継続にご加入いただく日にかかわらず、資格取得日の属する月分から保険料が発生し、資格喪失日の属する月分は保険料を徴収しないようになっております。

ただし、資格取得月に資格喪失となった方につきましては、1ヶ月分の保険料を納付いただくことになっておりますので、ご注意ください。いずれの日が資格取得日となっても、最長2年間ご加入いただく場合、24ヶ月分の保険料が発生します。

【例】

3月30日退職の場合・・・3月31日が任意継続の資格取得日となり、3月分の保険料が発生します。

↓

2年後の3月31日が資格喪失日であるため、2年後の2月分が最後の保険料となります。

（3）介護保険料について

健康保険組合に健康保険料と併せて納付いただく介護保険料については、40歳到達月から発生します。なお65歳到達月からは、お住まいの市区町村に納付いただくこととなります。

年齢到達の考え方は「年齢計算ニ関スル法律」で定められており、生年月日の前日が年齢到達日となっております。具体的には以下のとおりです。

【例1】

4/1が誕生日で40歳となる方

3/31が40歳到達日 → 3月分から健康保険組合に介護保険料を納付

【例2】

5/1が誕生日で65歳となる方

4/30が65歳到達日 → 4月分から市区町村に介護保険料を納付

（4）保険料についての補足

任意継続の保険料については、当組合の平均標準報酬月額の変動又は保険料率の変動がない限り、原則としては資格喪失となるまで保険料額に変更はありません。

6 納付方法

保険料の納付方法については、次の3つの中からお選びいただきます。

- ①毎月納付（口座振替）
- ②半年前納（前期は4月～9月・後期は10月～翌年3月）
- ③1年前納（4月～翌年3月）

ご加入時に前納制度をご希望の方は、資格取得月により初年度の前納対象期間が少なくなる場合があります。以下に例示します。

【例】

5月1日が資格取得日となる任意継続の申請書が5月15日に到着した場合
到達していない月の前納が可能という考え方であるため

- ・半年前納をご希望の方・・・（5月分保険料）＋（6月～9月が前納保険料）
 - ・1年前納をご希望の方・・・（5月分保険料）＋（6月～翌年3月が前納保険料）
- となります。

7 納付期限について

毎月の保険料は、健康保険法の規定により毎月10日（土日祝日の場合は翌営業日）までに納付いただくことになっております。

納付期限を過ぎて納付されたとしても、資格喪失となるため保険料をお返しさせていただきます。

なお、当組合においては、毎月納付を選択された方は、口座振替による納付が原則となっておりますので、納め忘れとなるケースは極めて少ないと思われませんが、事務手続きの都合上、口座振替の設定前や口座振替不能となったときなど、納付書により納付いただく場合がありますので、その際にはくれぐれもご注意ください。

8 資格の取得

(1) ご本人からの申請

資格取得時提出書類

●『健康保険任意継続被保険者資格取得申請書』

- ・在職中の被扶養者を、加入後も引き続き扶養する場合は、必要事項を記入してください。
- ・退職の翌日から起算して20日を過ぎますと、任意継続被保険者にはなれません。ただし、特別な理由に該当する場合は、(病气療養や天災等、本人の責任によらない遅延理由)理由書の提出をいただき判断します。

●『銀行振込依頼書』・・・(当組合からの給付金等の振込み先を指定いただくため)

●『預金口座振替依頼書自動払込利用申込書』・・・(毎月納付の方のみ)

(2) 健康保険組合からの送付書類

●「任意継続被保険者 標準報酬決定通知書」

●「任意継続健康保険制度について」

●「納付書」

※前納の方は2枚、毎月払いの方は口座振替開始までの2枚(申請時期により3枚以上となる場合あり)、の納付書を同封しております。

●「払込方法別保険料一覧表」

※任意継続の申請を取下げたい、納付方法を変更したい場合は、納付前に必ずご連絡ください。

(3) ご本人から納付書による保険料の納付(振込)

(2) 同封の「納付書」により、初回保険料を納付期限までに納付ください。

※インターネットバンキング・ATMでの振込み、複数枚の納付書を1件にまとめた振込みが可能です。

納付期限を過ぎても入金の確認ができない場合は、任意継続保険の資格取得は取消となります。

9 加入中の各種手続き

(1) 被扶養者を追加・削除する場合

在職中に被扶養者であった方は、任意継続のご加入時に被扶養者となる要件を満たしている場合、そのまま認定となりますが、新たに追加・削除をされる場合には

『被扶養者届』の提出が必要となります。届出の際には、追加・削除の理由により添付書類が必要となる場合があります。なお、削除の届出を行う場合は、対象者の保険証を必ず添付してください。

(2) 納付方法の変更について

ご加入時に選択いただいた納付方法を変更したい場合は、以下の変更可能期間内に『任意継続保険料納付方法変更届』を健康保険組合に提出してください。

- ・ 1年前納もしくは半年前納（上期）への変更 …………… 2月末日（必着）
- ・ 半年前納（下期）への変更 …………… 8月末日（必着）
- ・ 毎月納付（口座振替）への変更 …………… 前納期間の前月末日（必着）

【例】

現在、1年前納（4～翌年3月）を行っている場合、前月末日は2月末日となります。

(3) その他届出が必要な例

- ・ 住所変更・電話番号変更 ……… 『被保険者・被扶養者 住所変更届』
当組合から加入者あてに発送、連絡が必要な場合等がありますので、変更届は必ず提出してください。
- ・ 氏名変更（訂正）・生年月日訂正 ……… 『健康保険氏名・適用事項変更(訂正)届』
対象者の保険証を必ず添付してください。

届出・申請用紙は、ホームページからダウンロードしてください。

届出事項に変更がある場合、変更後5日以内に所定の用紙により届出してください。

（在職者と兼用の用紙は、事業所証明欄・委任事項欄への記入は不要です。）

ホームページの閲覧が困難な場合は、お手数ですが当組合へご連絡をお願いします。